

銚田市市民活動団体登録申請書（新規・更新）

令和8年6月1日

銚田市長宛

ふりがな	ほこたしこくさいこうりゅうきょうかい
団体名 (正式名称)	銚田市国際交流協会
ふりがな	いがわ しげき
代表者氏名	会長（井川 茂樹 ）
事務所の所在地 ☐ 非公開にする	(〒311-1592) 住 所 茨城県銚田市銚田 1444 番地 1 T E L 0291-36-7154 F A X 0291-32-4622 E メール hokomail-cl0x@city.hokota.lg.jp ホームページ http://www.city.hokota.lg.jp/page/page002356.html
設立の時期	平成9年7月6日 ※NPO 法人の場合は認証年月日を記入
活動分野	※該当するもの全てに○、主たる活動分野1つに◎をつけてください。 ()保健、医療又は福祉の増進 ()社会教育の推進 ()まちづくりの推進 ()観光の振興 ()農山漁村又は中山間地域の振興 ()学術、文化、芸術又はスポーツの振興 ()環境の保全 ()災害救援 ()地域安全 ()人権の擁護又は平和の推進 (◎)国際協力 ()男女共同参画社会の形成の促進 ()子どもの健全育成 ()情報化社会の発展 ()科学技術の振興 ()経済活動の活性化 ()職業能力の開発又は雇用機会の拡充支援 ()消費者の保護 ()団体の運営等に関する連絡、助言等 ()その他 ()
活動区分	※該当するものにチェックをつけてください。 ☐ NPO法人 ☒ 任意団体 ☐ 連合体・実行委員会等 ☐ その他の法人 ☐ 町会・自治会 ☐ 公的機関 ☐ その他 ()

団体の目的 (規約等記載の目的) (100字以内)	市民を主体とした幅広い分野における国際交流を推進し、国際的感覚をもった人材の育成、国際的視野に立った地域づくり、及び国際親善に寄与することを目的としています。
活動内容 (100字以内)	ボランティア講師による日本語教室の運営、日帰り研修旅行、食を通じた文化交流イベント、スポーツを通じた交流イベントの開催等を行っています。
会員数	個人会員29人、団体会員3団体
会員募集	<u>随時募集</u> 定期的に募集() 募集していない
入会の条件	入会申込書を記入し提出する必要があります。
会費等	<u>有</u> (年会費 個人1,000円 法人・団体 5,000円)・無
入会金	有()・ <u>無</u>
活動場所	日本語教室：銚田中央公民館
活動日・時間帯	実施日：日本語教室 毎週火曜日(第5週目及び8月を除く) 時間帯：日本語教室 19時～21時 年間活動日数： 約40日
団体PR (ひとことPR)	銚田市に住む外国人と銚田市民との交流の機会を設け、相互理解を深めている団体です。外国の方と仲良くなりたい方、国際交流をしたい方は是非お気軽にお問い合わせください！
連絡先	※事務所所在地を非公開にしている場合及び別途連絡担当者がある場合や連絡方法等がある場合にお書きください。(連絡担当者に公開の承認を得てください。) 氏名(ふりがな) (〒) 住所 TEL FAX Eメール 連絡方法

- ※ 例示のあるものは、該当する欄に○をつけ、() には内容を記入してください。
- ※ 虚偽の記載や公序良俗に反するなど不適当と思われるものは、通知せずに抹消することがあります。
- ※ この登録により頂いた情報は、広く市民の方に知って頂くため公開を原則としています（銚田市市民活動団体登録要綱に基づき、登録された情報は市ホームページ等に掲載し、又は市民や公的機関からの問い合わせについて、登録事項を提供することがあります。）。ただし、活動に支障をきたす場合などやむを得ず公開したくない情報がある場合は、ご相談ください。
- ※ ①定款、規約、会則など ②会員名簿 ③直近の活動報告書 ④直近の収支決算書を必ず添付してください。
- ※ この登録は、市の公証を与えるものではありません。

当団体は、銚田市市民活動団体登録要綱第2条各号の要件のいずれにも該当することに相違ありませんので、添付書類を添えて、登録を申し込みます。

令和8年6月1日

代表者 会長 井川 茂樹

<実績報告欄>（更新時のみ記入）※別紙も可

前年度に行った市民活動（不特定かつ多数の者に対し行った活動）を記載してください。 会員同士が集まる会議等は含みません。	
時期	活動内容 【別紙のとおり】

<市記入欄>

登録番号	登録年月日	決 裁 欄			
		課 長	課長補佐	係 長	担 当
☐ 登録承認 ☐ 登録不承認(理由：)					

銚田市国際交流協会規約

(名 称)

第1条 この会は、銚田市国際交流協会（以下「協会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協会は、市民を主体とした幅広い分野における国際交流を推進し、国際的感覚をもった人材の育成、国際的視野に立った地域づくり、及び国際親善に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 国際交流の「場」づくりの推進
- (2) 市民に対する国際交流意識の高揚
- (3) 国際交流諸団体との交流
- (4) 海外派遣事業等の実施
- (5) 会員の拡大
- (6) その他目的達成に必要な事業

(会 員)

第4条 協会は、第2条の目的に賛同する個人・法人及び団体をもって組織する。

- 2 会員となる者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。
- 3 退会を希望する者は、会長に退会届けを提出し、承認を得なければならない。
- 4 会員が正当な理由なしに会費を1年以上納入しないときは、これを退会とみなす。

(役 員)

第5条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干人
- (3) 理事長 1人
- (4) 副理事長 若干人
- (5) 理事 5人以上（理事長及び副理事長を含む。）
- (6) 事務局長 1人
- (7) 監事 1人

2 協会に顧問を置くことができる。

(役員を選任)

第6条 役員は、総会において選任する。

2 顧問は、総会の推薦により会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、協会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 理事長は、協会の会務を総括する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 理事は、協会の会務を審議し処理する。
- 6 事務局長は、協会の事務及び経理を総括する。
- 7 監事は、協会の会計を監査する。
- 8 顧問は、総会及び理事会に出席し、助言、指導並びに意見を述べるができる。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。

- 2 役員が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(事務局)

第9条 協会の事務及び会計を処理するため、銚田市役所まちづくり推進課に事務局を置く。

2 事務局は、民間の有志及びまちづくり推進課職員をもって構成する。

(会 議)

第10条 協会の会議は、総会及び理事会とする。

(総 会)

第11条 総会は、年1回会長が招集する。但し、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

2 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事
- (2) 予算及び決算に関する事
- (3) 役員の選出に関する事
- (4) 規約の改廃に関する事
- (5) その他必要な事項

3 総会は、会長もしくは会長が指名した者が議長となる。

4 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会)

第12条 理事会は、理事、事務局長をもって構成し、理事長が必要に応じて招集する。

2 理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) その他必要な事項

3 理事会は、理事長が議長となる。

4 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会)

第13条 理事会は、協会の事業を推進するために委員会を設けることができる。

2 委員会は、協会の事業の具体化のため、各々の所管に基づき企画立案及び実施にあたる。

(経 費)

第14条 協会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

(会 費)

第15条 会員は、次の年会費を納入する。ただし、学生、生徒については、徴収しないものとする。

- (1) 個人 1, 000円
- (2) 法人又は団体 1口 5, 000円

(会計年度)

第16条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(雑 則)

第17条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、理事会に諮って会長が定める。

(附 則)

この規約は、平成 9年 7月 6日から施行する。

この規約は、平成11年 4月 1日から施行する。

この規約は、平成18年 6月28日から施行する。

この規約は、平成30年 6月27日から施行する。

この規約は、令和 5年 8月 9日から施行する。

令和8年度 銚田市国際交流協会 名簿

【個人】

番号	氏名	役職
1	井川 茂樹	会長
2	安原 優	副会長
3	飯島 浩	事務局長
4	石山 照子	理事
5	小沼 省三	副理事長
6	小林 浩治	理事長
7	菅谷 ノラ	副理事長
8	菅谷 茂雄	監事
9	田山 正子	理事
10	額賀 君子	副会長
11	細谷 孝一	副理事長
12	山口 ナツタニツト	副理事長
13	吉田 雄二郎	顧問
14	井川 澄江	
15	大曾根 政幸	
16	田口 裕之	
17	橋川 弘孝	

番号	氏名	役職
18	坂東 芳江	
19	藤野 達也	
20	吉田 亜里子	
21	吉田 俊郎	
22	秋山 ブラユーン	
23	小林 善之	副理事長
24	吉田 有希	
25	橋本 アキ ブラパー	
26	大川 レヌ	
27	大曾根 幸徳	理事
28	伊藤 サオミ 伊藤 咲保美	
29	埴 百合子	

【法人又は団体】

番号	氏名	
1	銚田ロータリークラブ	
2	JAほこた	
3	マルコ・アグリビジネス 協同組合	

【別紙】

鉾田市国際交流協会 令和7年度事業実績

時期	活動内容
9月～7月	日本語教室
11月9日	「日帰り研修会」 ・桧佐陶工房(陶芸体験) ・牛久大仏
1月18日	「国際交流の集い」 ・出身国の料理づくり
3月10日	「スポーツ交流会」 ・ボウリング大会

令和7年度収支決算書

(収 入)

(単位：円)

科 目	予算額(A)			決算額(B)	増減額 (B)－(A)	備 考
	当初予算	補正	計			
会 費	43,000	0	43,000	41,000	△2,000	個人 26,000 円 法人団体 15,000 円
事業収入	120,000	0	120,000	134,700	14,700	【参加者負担金】 日帰り研修会 56,000 円 国際交流の集い 19,500 円 スポーツ交流会 59,200 円
雑 入	559	0	559	44,381	43,822	利息、総会懇親会参加費余り
繰越金	75,441	0	75,441	75,441	0	
合 計	239,000	0	239,000	295,522	56,522	

(支 出)

(単位：円)

科 目	予算額(A)			決算額(B)	増減額 (B)－(A)	備 考
	当初予算	補正	計			
事業費	188,000	0	188,000	182,044	△5,956	日帰り研修会 国際交流の集い スポーツ交流会 保険代、景品代
研修費	0	0	0	0	0	
会議費	1,000	0	1,000	0	△1,000	
事務費	50,000	0	50,000	21,000	△29,000	盛籠代
予備費	0	0	0	0	0	
合 計	239,000	0	239,000	203,044	△35,956	

収入合計 295,522 円

支出合計 203,044 円

差引残高 92,478 円 (次年度へ繰越)